

議第68号

三島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童クラブ条例（平成15年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三島市山田第一放課後児童クラブ	三島市旭ヶ丘28番1号
-----------------	-------------

を

」

「

三島市山田第一放課後児童クラブ	三島市川原ヶ谷812番地
-----------------	--------------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士